

# 上野事務所ニュース

28年1月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

## 今年予定され ていること

今年予定されてい  
る主な変更は、以下  
の通りです。

### 【保険料率の変更】

- ・健康保険料率の変更（3月）
  - ・介護保険料率の変更（3月）  
料率は共に未定です。
  - ・厚生年金保険料率の変更（9月）  
18.182%に変更予定です。（現在  
17.828%）この場合、個人負担は  
9.091%です。
- ◆厚生年金保険料率の変更は平成29  
年まで毎年行われます。

### 【国民年金保険料の変更】

- ・国民年金の月額保険料の変更（4月）  
(現在は15,590円)

### 【健康保険に関する改正】（4月）

主な改正点は次の通りです。

#### 1. 標準報酬月額の上限の変更

現在の上限である1,210千円より上  
に3等級区分が新たに追加され、上  
限が1,390千円に変更されます。

#### 2. 標準賞与額の上限額の変更

年度（4月1日～3月31日）の累  
計額の上限額が540千円から573  
千円に変更されます。

#### 3. 傷病手当金の額の算定方法の変更

1日につき標準報酬日額の2/3に相  
当する額

⇒1日につき傷病手当金の支給を始め  
る日の属する月以前の、直近1年間  
の標準報酬月額を平均した額の30  
分の1に相当する額の2/3に相当す

る額

4. 出産手当金の額の算定方法の変更  
上記3と同じです。

### 【労働基準法の改正について】

- ・中小企業における月60時間超の時間外  
労働の割増賃金を1.5倍へ
- ・年次有給休暇の取得促進  
が本国会に提出されるはずですが、他  
に議論するが多く、改正されるか  
どうかは定まっていません。

## 添付書類の 住民票につ いて

「被扶養者（異動）  
届」、「国民年金第3  
号被保険者資格取得  
届」、「養育期間標準  
報酬月額特例申出書」

等には、住民票の添付が必要となる場  
合がありますが、住民票を添付する場  
合にはマイナンバーの記載がない住民  
票をご用意ください。

## 振替休日と代 休の違いと割増賃 金について

振替休日と代  
休は、どちらも本  
来は「休みのはず  
の日に働いて別  
の日に休みを取る」という意味では同  
じですが、労基法上では明確な違いが  
あります。

### 【振替休日】

振替休日をするには、就業規則等に  
規定して制度を導入しなければなりま  
せん。また、休日労働する日の前日ま  
でに、あらかじめ振り替える日を指定  
します。振替休日のポイントは、休日  
労働した日と振り替える日を同一週内

に指定することです。この場合、同一週内で振り替えるので割増賃金の支払いは生じません。ただし、必ずしも同一週内で振り替えなければならぬというわけではなく、他の週に振り替えてよいです。振り替えた週の労働時間が 40 時間を超せば割増賃金の支払いが生じます。

#### 【代休】

代休とは、休日労働した後に日を指定して代わりの休日を与えることです。

#### 【同一月内で代休を取得する場合】

休日出勤した日には、休日出勤手当を 1.35 倍（時間外労働に当たる場合は 1.25 倍）で計算し、代休日には 1.00 で計算し控除する方法が一般的です。慣行で控除している例が多いと思いますが、就業規則で控除する旨記載のあるほうが望ましいです。

#### 【同一月内に代休取得できない場合】

休日出勤した月に 1.35 倍で計算し、代休を取得した月に控除することになります。実務的には次期給与計算期間内に代休を付与すべきです。

1 日の所定労働時間が 8 時間、週 5 日（月～金）勤務の会社で土曜日に休日出勤をした場合、週 40 時間を超えた時間については、割増賃金として 2 割 5 分増で計算をしますので、土曜日の 1 日分は残業代として 1.25 倍で支給します。後日代休として休んだ日については 1.00 で計算し、この場合の差額は 0.25 分になります。

ただし、代休の本旨は休日出勤に対して休日を付与することにあるので、①休日を与えて、②給与控除する、ことができるかどうかは労働者との約束によるという問題もありますので、就業規則にその旨を記載しておいた方がよいと思います。

## Q & A なぜなにどうして？

**Q:** 当社ではパートを含め外国人が多数働いています。今年からいわゆる“マイナンバー制”が始まることに伴い、雇用保険の資格取得時や喪失時に「個人番号」を記載することになると聞きました。その際、個人番号を持っていないというものがあらわれたらどのように対応すればよろしいでしょうか。外国人で、“在留カードはあるのに個人番号を交付されていない”というケースは考えられるのでしょうか？

**A:** 中長期で在留される方の在留カードは、入国時に空港で上陸許可が認められた時に同時に発行されます。通常、その時点では住所が決まっていませんので、在留カードの住所欄は「未定」と記載されます。

入国後、「住居地が定まってから 14 日以内に市区町村役場に住居地を届出する（入管法で義務付けられています）」ことによって、市区町村役場で住所を在留カードの裏面に記載をします。但し、この届出はあくまでも住居地が定まってから 14 日以内となっています。

個人番号は、住民票のある方に発行されます。ご質問の個人番号を持っていない方は、入国して間もない方でまだ住居地が定まっていない為に市区町村へ住居地の届出が済んでおらず住民票がない方が考えられます。住居地が定まって届出が済んでから個人番号をご確認ください。

ハローワークでは、しばらくの間は雇用保険の手続きが生じた際に個人番号の記載がなくても、手続き自体を受け付けないということはありません。個人番号が記載できない場合、本人から個人番号を入手できない経緯を記録してください。